山下江法律事務所の
実務に役立つ企業法務の基礎
第87回

契約書総論（3）

前回は契約書作成のポイントについてみていきましたが、今回は、契約書の個々の条項についてみていきましょう。

契約期間・履行期限

賃貸借契約や業務委託契約のような、一定の期間、契約関係が継続することを前提としている契約では、契約期間の定めが必要です。

契約は、いったん締結すると両当事者を拘束し、後から内容を一方的に変更することは原則としてできません。

したがって、あまりに長い期間を設定してしまうと、予想外の事態が発生した場合に不利益を被るおそれがあります。他方、短すぎる場合はビジネスの安定性が損なわれます。

よって、契約期間を定める場合には、契約締結時に、契約期間が適切であるかについて慎重に検討する必要があります。

契約期間と並んで、契約で重要な事項が債務の履行期限です。

債務の履行期限までに履行をしない債務者は、契約を解除されたり損害賠償責任を追及されたりといった重大な責任を負担しなければなりません。

したがって、債務者側である場合は、その期限までに債務の履行ができるかを十分検討し、余裕をもって履行期限を設定する必要があります。

契約解除に関する条項

契約解除とは、債務の履行がなされない場合などに、債権者の意思表示によって契約を初めから存在しなかった状態に戻すことです。解除がなされると、契約によって生じた権利・義務は消滅し、両当事者は契約を締結する前の状態に戻す義務を負うことになります。

契約解除については民法で、債権者が解除を行うためには、まず債務者に相当の期間を定めて履行を催告することが必要であると定められています。

しかし、債権者側である場合は、損害の拡大を防止するために、催告なしに契約を解除できると定めておいた方が有利です。

したがって、一定の事由が生じた場合には催告なしに解除できるとする規定をもうけた方がよいでしょう。

損害賠償に関する条項

民法上、債務者が債務を履行しない場合、それによって債権者に生じた損害を賠償する責任があると規定されています。したがって、契約で損害賠償に関する規定をもうけていなかった場合でも、民法が定める範囲で損害賠償請求は認められます。

しかし、損害賠償を請求する場合、請求する側は損害の発生や損害額を立証しなければなりません。

そこで、あらかじめ賠償額を定めておくと、その立証の負担を軽減させることができます。

ただし、あらかじめ賠償額を定めていた場合、定めた賠償額より大きな損害が実際に発生したとしても、超過分の賠償請求はできなくなってしまいます。

これを避けるためには、超過分の損害賠償を請求できるとする規定を別にもうけておく必要があります。

今回は個々の条項についてみていきました。

次回からは、契約書各論として売買契約についてみていくことにしましょう。

田中使（山下江法律事務所、副代表・弁護士）
広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江
山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

H28.12撮影
☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
山下江 検索
◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-
予約電話受付 平日9～19時 土曜10～17時
携帯・PHS OK
相談予約専用 フリーダイヤル なやみよまるく 0120-7834-09